

愛知県環境影響評価審査会会議録

- 1 日時 平成27年3月3日（火）午前10時から午前11時50分まで
- 2 場所 愛知県自治センター 4階 大会議室
- 3 議事
 - (1) 知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について
 - (2) 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について
 - (3) その他
- 4 出席者
委員17名、説明のために出席した職員16名、都市計画決定権者及び事業者12名
- 5 傍聴人 10名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について
 - ・ 会議録の署名について、大東会長が生田委員と廣島委員を指名した。
 - ・ 資料1及び参考資料2について、事務局から説明があった。
 - ・ 資料2について、成瀬部会長から報告があった。

<質疑応答>

- 【西田委員】資料2の部会報告の1ページの1（2）の「事業実施想定区域の位置を決定した経緯」について、今回は既に位置が決定していることから、煙突の高さと施設の配置を複数案としている。配慮書はできる限り早期の段階で、重大な環境影響を回避、低減するためのものであることから、本来なら参考資料2の別紙「建設候補地の評価」の位置を決定する段階で配慮書を作成するべきではないか。
- 【事務局】委員の御指摘のとおり、配慮書で位置の複数案を設定することが理想である。一方で、ごみ処理施設の場合、地元調整を行った上で位置を決定することが多く、今回、事業者は、位置の決定段階で配慮書を作成せず、事業予定地の決定後、配慮書手続を行うこととした。

ただし、配慮書に、参考資料2の別紙「建設候補地の評価」が記載されていないため、これを明らかにするよう部会報告の1(2)で指摘している。

今回の知事意見により、今後の配慮書では、位置の選定経緯がより詳細に記載されるようになる。さらに進んで位置の選定の際に配慮書が作成されるという本来の姿に近づくことが期待できる。

【西田委員】ごみ処理施設の特殊事情は理解できるし、今回の知事意見で指摘したことも良い。ただし、今回の配慮書の内容を前例とされることが心配である。今回のような特殊事情がない限り、どういう複数案を設定すべきかを考えながら今後の配慮書手続を行ってほしい。

【事務局】今後の配慮書作成に当たっては、今回の知事意見を踏まえて事業者を指導していきたい。

【大東会長】初めての配慮書案件で手探りの部分もあったと思う。今後、配慮書案件を積み重ねることで、望ましい形に改善されていくであろう。その他に意見はないか。

(委員から意見等はなし)

【大東会長】資料2の部会報告の内容をもって審査会から知事への答申とすることとしてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

- ・ 資料2の「知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書に関する部会報告」を審査会答申とすることで合意し、別紙1のとおり答申した。

イ 東三河都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について

- ・ 東三河都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について、別紙2のとおり諮問を受けた。
- ・ 資料3及び参考資料3について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【吉村委員】配慮書の景観について、新施設の北案、東案、西案がどのように見えるのか比較がないと、どの案が適切か判断できないと思うが、今回フォトモンタージュを作成していない理由があれば教えてほしい。

また、りすば豊橋は多くの人々が利用する施設であり、特に西案となった場合は、りすば豊橋からの景観の影響がかなり大きいと思うが、これについてもフォトモンタージュを作成しなかった理由を教えてほしい。

配慮書全体に関して、今回は大気質、景観について複数案を比較しているが、配慮書にはそれ以外に動植物、生態系等に関する記載があり、こうした項目についても複数案の比較が可能な構成とするべきではないか。

【事務局】配慮書では、重大な環境影響の回避、低減を図ることを目的として、簡易な手法で調査、予測、評価を行うことが基本である。さらに建物の位置、形状等が決まっていないこともあり、都市計画決定権者として、配慮書段階ではフォトモンタージュは必要ないと判断したものと考えている。

また、りすば豊橋についても、ごみ焼却施設の余熱を利用しているため近接しているのは仕方ないという面があり、都市計画決定権者として、景観についての重大な影響の回避、低減の対象としないと判断したと考えている。

動植物等に関しては、計画段階配慮事項として選定しておらず、データは地域の概況として掲載しているものであるため、複数案での比較はしていない。

【吉村委員】前半の知多南部広域組合ごみ焼却施設に関する配慮書ではフォトモンタージュを記載していたのに対し今回は記載されていないが、前提としてどのような建物であるか具体的に決まっていないとフォトモンタージュを実施してもあまり意味がないと思う。

【長谷川委員】配慮書 18 ページの航空写真を見ると、北案、東案では温室が建っているのに対し、西案やこれらの周辺には水田等が広がっており、地域概況の動植物の状況を見ても、このエリアでは水田等に生息する生き物が広く生息していることが読み取れる。これまでのアセス事例を踏まえると、ここに施設が建っても周囲に広く同様の環境が広がっているため影響はないと結論づけられてしまう。今回は、配慮書手続という計画段階であるので、今後、生物多様性戦略のあいち方式の考え方も取り入れながら、在来の普通種を含めた生き物が生息できる場所を公共事業地の中で造っていくという方向性で方法書以降の手続を行っていただきたい。

また、配慮書 61 ページの動物相の概要の中で、外来生物であるウシガエルが在来種と同列で記載されているので、注意して書き分けるようにしていただきたい。

【事務局】今後、方法書以降の手続の中で、周辺の動植物等の調査結果の内容も踏まえながら、周辺の生き物に配慮した取組について都市計画決定権者等に求めていきたい。

ウシガエル等外来生物の記載については今後気を付けていきたい。

【成瀬委員】配慮書 18、19 ページなどを見ると、事業実施想定区域の南側の国道 23 号は既に供用されており、地図や写真が古い。出来る限り新しい地図や写真を使用してほしい。

また、資源化センター直近に高圧電線が敷設されているため、複数案の位置との関係を確認した方がよい。

配慮書 14 ページの工事工程表を見ると、今回の環境影響評価の対象として焼却施設の解体工事も含まれることになるが、この施設はロータリーキルン式

で解体経験がなく難しい工事になると考えられる。配慮書 130 ページに環境影響評価指針に示す参考項目が網掛けで示されているが、解体工事に伴い、方法書以降では、影響要因の「掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去」で網掛けされていない大気質の浮遊粒子状物質や有害物質等、騒音、振動についても環境影響評価項目として選定するようにされたい。

【事務局】今後、方法書等で使用する地図は出来る限り最新のものを使用させるようにしていきたい。

高圧電線については、既存施設のすぐ南側を東西方向に敷設されており、河川以外に、この存在も複数案に南案を設定しなかった理由となっている。また、分岐した高圧線が既存施設東側を北方向に敷設されているが、これについては北案、東案に影響ないとしている。

【田代委員】配慮書 53、54 ページを見ると、東案は「人工改変地」、「人為的に攪乱を受けた部分」となっており、南側の河川に近いので、この部分が高い土地を削って造られたものか、あるいは、低い土地を埋めて造られたものかがわかる資料があるとよい。

配慮書 166 ページの配慮書の案についての意見の概要及び見解の番号 6 を見ると既存施設の排水は埋設管を通し浜田川へ放流しているとあり、配慮書 48、49 ページを見ると事業実施想定区域の南側の川の水質調査結果は浜田川のさらに下流のものである。この辺りの地盤は砂礫が卓越しており、雨水等が浸透しやすい。配慮書段階では無理と思うが、事業実施想定区域の雨水等が流れる方向にある南側直近の比留茂川の水質がわかるとよい。

【事務局】土地の状況等について次回に示したい。

【井上委員】配慮書 139 ページを見ると事業実施想定区域から富士見町公民館より離れた場所に小沢校区市民館があるが、145 ページの表 5-1-9(2)の二酸化硫黄の短期予測結果（中立時[D]）では、富士見町公民館より遠方の小沢校区市民館の値の方が高い。また、小沢校区市民館における複数案の各予測値を比較すると、小沢校区市民館からの距離に対して複数案の位置が近接しているにも関わらず、北案、東案に比べて西案の値だけ大きい。この結果に問題はないか。

【事務局】拡散の仕方によっては、近くよりも遠くの場所で高濃度地点が出現する可能性があるが、詳細について確認し、次回に示したい。

【二宮委員】配慮書 166 ページの配慮書の案についての意見の概要及び見解の番号 5 は、西側について集落地域のため良好な住環境の観点から中止すべきとの意見であるが、集落地域はどれくらい離れているのか。

【事務局】西案に最も近い民家は西側に 100m ほど離れており、集落はさらに離れていると思われるが、具体的な位置について次回示したい。

【吉久委員】既存施設に対する苦情、要望等の状況はどうか。

配慮書 44 ページで既存施設の敷地境界の 20 か所もの地点で騒音測定をしている経緯、11 ページで騒音の規制基準値より 5 dB 低い自主基準値を設定した経緯を教えてください。

【事務局】苦情はないと聞いている。騒音の経緯等について次回に示したい。

【松尾委員】本配慮書の複数案設定のスタンスは、知多南部広域環境組合ごみ処理施設の配慮書と同様である。本来であれば豊橋田原ごみ処理広域化計画における位置の複数案段階における環境影響についても配慮書手続の対象になると思うが、このことについて県の考え方を聴きたい。

【事務局】委員の御指摘のとおり、広域化計画の段階で配慮書を作成するのが一番良い。ただし、案件によっては公表することによって地域で混乱が生じてしまう事例が見られ、それに対する配慮も必要と思う。このため、環境影響評価法でも配慮書での複数案は位置以外に配置や構造等でも良いということになっている。今後、出来る限り早い段階で配慮書手続を実施するよう事業者に求めていきたい。

- ・ 東三河都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について審査させるため、大東会長の指名により、別紙3のとおり豊橋田原ごみ処理施設部会を設置した。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会

平成27年3月3日

愛知県知事

大村秀章 殿

愛知県環境影響評価審査会

会長 大東 憲



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境組合

ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書について（答申）

平成27年1月7日付け26環活第222-3号の諮問については、別添のとおりお答えします。

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境組合 ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する答申

はじめに

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

平成25年4月から導入された計画段階環境配慮書手続は、可能な限り早期の段階において、位置等の複数案をできる限り設定した上で、環境の保全の見地からの検討を加えることで、重大な環境影響についてより柔軟な環境保全措置の実施を可能とするためのものである。また、その段階で収集された環境情報や環境配慮の検討内容は、その後の手続において効果的に活用されることが重要となる。

このため、都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めること。
- (2) 事業実施想定区域の位置を決定した経緯及び配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯について、その内容をわかりやすく示すこと。
- (3) ごみ処理量が減少傾向で推移していることなどを踏まえ、必要に応じて施設の処理能力の検討を行い、その結果を事業計画に反映させていくこと。

2 大気質、騒音及び振動

工用車両及び廃棄物等運搬車両の走行ルートについて、道路沿道環境への影響に配慮して設定した上で、適切な調査計画とすること。

3 土壌

事業実施想定区域の北側隣接地において、カドミウム、鉛、ふっ素及びほう素による土壌汚染が確認されていることから、適切な調査計画とすること。

4 景観

事業実施想定区域の近隣地において、（仮称）地域交流センターの建設が計画されていることから、煙突の高さ及び施設の配置だけでなく、煙突の位置及び施設の形状、色彩にも配慮した計画とすること。

5 その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備 考
平成27年 1月 7日	審 査 会	知事からの諮問 配慮書の内容の検討 部会の設置及び付託
平成27年 1月30日	部 会	配慮書の内容の検討 関係市町長意見の検討
平成27年 2月23日	部 会	配慮書の内容の検討 部会報告の検討
平成27年 3月 3日	審 査 会	配慮書の内容の検討 関係市町長意見の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申

愛知県環境影響評価審査会委員

生田 京子	名城大学工学部准教授
井上 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
酒卷 史郎	名城大学工学部教授
◎ 大東 憲二	大同大学情報学部教授
武田 美恵	愛知工業大学工学部講師
田代 むつみ	名古屋大学大学院工学研究科助教
田中 稲子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授
谷村 篤	情報・システム研究機構国立極地研究所教授
谷脇 弘茂	藤田保健衛生大学医学部講師
東海林 孝幸	豊橋技術科学大学環境・生命工学系講師
富田 寿代	鈴鹿国際大学国際人間科学部教授
中川 弥智子	名古屋大学大学院生命農学研究科准教授
那須 民江	中部大学生命健康科学部教授
夏原 由博	名古屋大学大学院環境学研究科教授
成瀬 一郎	名古屋大学エコトピア科学研究所教授
西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授
二宮 善彦	中部大学工学部教授
長谷川 明子	公益財団法人日本生態系協会評議員
葉山 嘉一	日本大学生物資源科学部准教授
廣畠 康裕	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
増田 理子	名古屋工業大学大学院工学研究科准教授
○ 松尾 直規	中部大学工学部教授
光田 恵	大同大学情報学部教授
柳澤 紀夫	元公益財団法人日本鳥類保護連盟理事
山澤 弘実	名古屋大学大学院工学研究科教授
山田 佳廣	三重大学大学院生物資源学研究科教授
吉久 光一	名城大学工学部教授
吉村 いづみ	名古屋文化短期大学教授

◎会長 ○会長代理

(敬称略、五十音順)

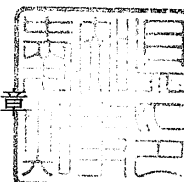
26環活第257-3号

平成27年3月3日

愛知県環境影響評価審査会

会長 大東憲二様

愛知県知事 大村秀章



東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について（諮問）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第4条の7第4項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担当 環境部環境活動推進課

環境影響評価グループ

電話 052-954-6211（ダイヤル）

愛知県環境影響評価審査会 豊橋田原ごみ処理施設部会構成員

委員名	所 属 等
いくた きょうこ 生田 京子	名城大学理工学部准教授
いのうえ たかのぶ 井上 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
たしろ 田代 むつみ	名古屋大学大学院工学研究科助教
たにわき ひろしげ 谷脇 弘茂	藤田保健衛生大学医学部講師
とうかいりん たかゆき 東海林 孝幸	豊橋技術科学大学環境・生命工学系講師
なつはら よしひろ 夏原 由博	名古屋大学大学院環境学研究科教授
にのみや よしひこ 二宮 善彦	中部大学工学部教授
はやま よしかず 葉山 嘉一	日本大学生物資源科学部准教授
やまざわ ひろみ 山澤 弘実	名古屋大学大学院工学研究科教授
やまだ よしひろ 山田 佳廣	三重大学大学院生物資源学研究科教授
よしひさ こういち 吉久 光一	名城大学理工学部教授

(敬称略、五十音順)